

広島市危険物安全協会会費規程

平成元年 9 月 12 日
広島市危険物安全協会
規 程 第 1 号

(総 則)

第 1 条 広島市危険物安全協会規約第 15 条に規程する会費については、この規程の定めるところによる。

(会 費)

第 2 条 会費は、1 ヶ年分とし、その額は別表のとおりとする。ただし、合計した額が 130,000 円を超えるときは、130,000 円とする。

(徴収方法)

第 3 条 前条の会費の徴収方法は、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 14 日から施行する。

別表

広島市危険物安全協会会費（年額）

（単位：円）

会費の区分		基本額	施設加算額 （一施設につき）		摘要
正会員		5,000	給油取扱所 （自家用を除く）	5,000	
			給油取扱所 以外の施設	3,000	
			少量危険物施設	—	
	元売り	40,000	油槽所	60,000	
賛助会員	業者	10,000	—		
	法人 その他の 団体	5,000	—		
	個人	3,000	—		

注１）給油取扱所以外の施設とは、製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所（自家用に限る）、販売取扱所、一般取扱所、移送取扱所をいう。

注２）業者とは、設計業、建設業、製造業、販売業、管理業、サービス業等をいう。

注３）旧海田地区防火協会又は旧山県西部消防組合危険物安全協会の会員にあっては、３年間暫定会費とする。